

吹田市文化振興基本計画の期間延長について

1 趣旨

平成 21 年(2009 年) 3 月に制定した吹田市文化振興基本計画は、文化芸術振興基本法並びに吹田市文化振興基本条例で明記された文化の振興についての基本理念を踏まえ、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針を示した計画です。

本計画は、平成 21 年度(2009 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 12 年間の計画期間としておりますので、令和 3 年度(2021 年度)以降の新たな文化振興基本計画を策定するため、令和元年度(2019 年度)から計画素案の検討を進めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの日常生活や社会経済活動は大きな変革が求められる事態となっており、文化に関わる活動や交流についても、従来の価値観や手法を見直して新たな取組の方向性を示すなど、これからの社会情勢に即した文化振興基本計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、新しい生活様式やウィズコロナ・アフターコロナを見据えた文化振興施策等について検討し、計画素案を修正する期間を確保するため、現在の吹田市文化振興基本計画の計画期間を令和 3 年度(2021 年度)まで 1 年間延長します。

2 変更点

計画期間の延長

平成 21 年度(2009 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの計画期間を 1 年間延長し、平成 21 年度(2009 年度)から令和 3 年度(2021 年度)までとします。

吹田市文化振興基本計画本文中の計画期間については、令和 2 年度(2020 年度)までを令和 3 年度(2021 年度)までと読み替えることとします。